

NewsLetter

2023 2 月



三崎経営労務事務所

〒146-0082

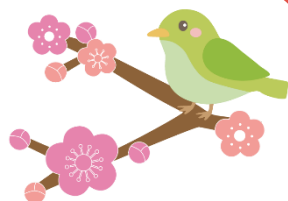
東京都大田区池上 7-10-7 シールエンドビル 4 階

☎ 03-3754-6424 📠 03-3754-6427

E-mail info@misaki-jim.com

HP <http://misaki-jim.com>

今月の CONTENTS



1. みさきコラム
2. 令和 4 年障害者雇用状況と実雇用率算定方法の改正
3. 三崎事務所からのお知らせ
4. 隣の会社の相談ごと「退職後の医療保険」
5. スタッコラム（今月は高松です）
6. 1 か月 60 時間を超える時間外労働の割増率を 50%以上へ引き上げ

みさきコラム

2023 年が始まりました。年頭にあたり、皆さんは今年の抱負を決めましたか？

私の今年の抱負 1 つ目は「初心に帰る」です。開業して 24 年目になりますが、少し長く続けていると最初は持っていなかった様々なものを手にしていることに気づきます。シガラミであったり、慣例であったり。持ち続ける必要が無いものに執着することで、新たなものを手にできなくなります。また、数字の更新ばかりに気を取られると、私は思い切った動きができません。「もともと何も持っていない」という気持ちで、2023 年はまっさらな 1 年生気分で仕事に取り組もうと思っています。この気持ち、自分的にはかなり腑に落ちて期待しています(^^♪

もう 1 つは「体力増強」です。人並み以下の体力なのかもしれない、と気づいた年末。やはり体力のある人となない人では、病気からの快復も違うしメンタルの安定も違うと実感しました。だからと言って急に走ったりしませんが(笑)「よく動く」「いつもと違う動きをしてみる」ところから始めたいと思います。皆さんの 2023 年が幸多く、笑顔絶えない 1 年となりますように！

令和4年障害者雇用状況と実雇用率算定方法の改正

◆雇用障害者数、実雇用率が過去最高

厚生労働省は、民間企業や公的機関などにおける、令和4年6月1日時点の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめ、公表しました。

民間企業（障害者雇用促進法において義務付けられている43.5人以上の規模：法定雇用率2.3%）の雇用障害者数は、61万3,958.0人（対前年比2.7%増、対前年差1万6,172.0人増）、実雇用率2.25%（対前年比0.05ポイント上昇）と、いずれも過去最高を更新しています。

また、法定雇用率達成企業の割合は、48.3%（対前年比1.3%増）となっています。なお、法定雇用率未達成企業は、5万5,684社でそのうち障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は3万2,342社で、未達成企業に占める割合は58.1%となっています。

◆精神障害者の雇用が増加

雇用者を障害種別で見ると、身体障害者は35万7,767.5人（対前年比0.4%減）、知的障害者は14万6,426.5人（同4.1%増）、精神障害者は10万9,764.5人（同11.9%増）と、特に精神障害者の伸び率が大きくなっています。

その理由として、平成30年4月から精神障害者の雇用が義務化され、雇用者は今も増加傾向となっていることが挙げられます。しかし、精神障害者は、身体障害者や知的障害者に比べて長時間安定して働くことが難しく、職場定着率が低いことが課題となっています。

◆短時間労働者の実雇用率算定方法の見直し

そこで政府は、「短時間（週所定労働時間が20時間以上30時間未満）であれば働ける」という精神障害者の就労機会を拡大するため、一定の要件を満たした場合に、従来1人あたり0.5ポイントとカウントするところを1ポイントとカウントする特例措置を設けました（令和4年度末までとされていたが省令の改正で延長予定）。

また、改正障害者雇用促進法では、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者を雇用した場合についても、雇用率を1人あたり0.5ポイントとしてカウント（予定）することとしました（令和6年4月までに施行予定）

三崎事務所からのお知らせ

今月のお知らせは給与に係る2つになります！

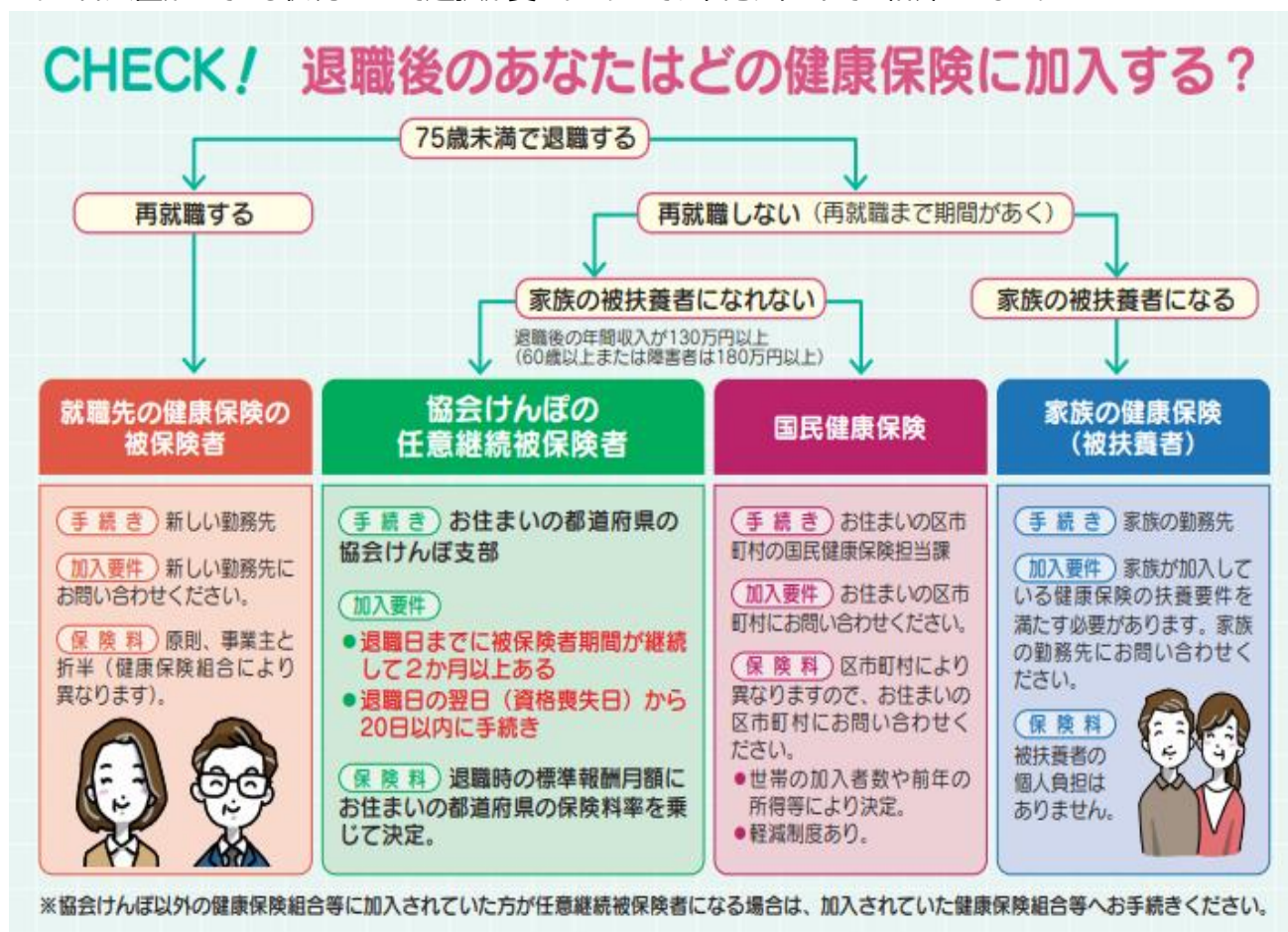
- ① **【住民税のこと】**1月以降に退職される場合、最後の給与で今年5月までの住民税を一括徴収することが義務付けられています。そのため1月以降退職者の最後の給与手取り額が減額いたしますのでご注意ください。**（自社で給与計算される場合もご注意ください）**
- ② **【所得税のこと】**1月からの給与計算は令和5年の扶養控除等申告書に基づいて計算します。令和4年から扶養家族情報が変わった社員については、所得税額が変わりますのでご注意ください。

お知らせは以上になります。ご不明な点はお気軽に弊所までお問い合わせください！

今月の「隣の会社の相談ごと」

三崎事務所にお問い合わせがあったほかの会社のご相談ごとは「皆さんも気になること」
 かもしれません・・・そんなご相談ごとを共有するコーナーです！

社員が退職した後に加入する医療保険制度、選択肢がいくつかありますが、どれがいいのか？といった相談をよく受けます。各人置かれている状況によって選択が変わりますので、下記チャートでご紹介いたします。



※社会保険新報 2022.12月号参考

保険料については、任意継続被保険者となった場合は、会社負担分も本人が負担することになりますので退職時に支払っていた健康保険料額の倍額になります。国民健康保険料は、基本的には前年の所得をベースにして計算されますが、各市区町村によって計算方法が異なりますので、各市区町村にお問い合わせください。

任意継続の手続きは、退職日の翌日から20日以内となっていますので、どちらが費用的なメリットがあるのか退職前に検討していただく方が良いでしょう。

費用負担のみを考えれば、家族の被扶養者になれば、保険料はかかりませんのでメリットは大きいと言えます。

なお、現在お使いの健康保険証は退職日の翌日から使用できませんので、会社は退職者から速やかに回収してください。その際には被扶養者の分も一緒に回収してください。

ご不明な点がございましたら、三崎事務所までお気軽にお問い合わせください！



先日、娘と初めて猫カフェに行きました。室内に保護猫 20 匹位が放し飼いにされていて、お茶を飲みながら、猫と自由に触れ合うことができました。

猫たちは、初対面の私に甘えたりはしませんが、頭や体を撫でさせてくれる猫がいる一方、小学生の娘には攻撃的な猫もいて、何度か引っ掻かれて娘は半泣きでした。

途中で年配の男性が入店すると、その男性の周りにどんどん猫が集まり、猫達は体をすりよせたり、膝に乗ったりして、甘えっぷりが別格なのです。男性は他のお客さんと同様に、ただ座って時々猫をなでるくらいのことしかしていないのですが・・・常連さんのようですが、猫に懐かれる秘訣を聞いてみたかったです。そしてまた、癒やされに行きたいです。（高松）



令和 5 年 4 月 1 日から 時間外労働の割増賃金率を引き上げる必要があります！ 1 か月 60 時間を超える時間外労働の割増率を 50% 以上へ引き上げ

1. 割増賃金の計算例

1 か月の平均所定労働時間が 170 時間、月給 30 万円、役職手当 2 万円、皆勤手当 2 万円の社員に、1 か月 70 時間の法定時間外労働をさせた場合・・・

【従来】

$(30 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円}) \div 170 \text{ 時間} = 2,000 \text{ 円 (時間単価)}$

$2,000 \text{ 円} \times 70 \text{ 時間} \times 1.25 = 175,000 \text{ 円} \cdots \text{残業手当}$

【令和 5 年 4 月 1 日以降】

$(30 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円} + 2 \text{ 万円}) \div 170 \text{ 時間} = 2,000 \text{ 円 (時間単価)}$

$(2,000 \text{ 円} \times 60 \text{ 時間} \times 1.25) + (2,000 \text{ 円} \times 10 \text{ 時間} \times 1.50) = 180,000 \text{ 円} \cdots \text{残業手当}$

従前に比べて 5,000 円のアップになります。

2. 就業規則の変更

割増賃金率の引上げに係る中小企業への適用猶予措置が令和 5 年 3 月 31 日で廃止されるため、割増賃金の計算方法を変更する必要があります。1 か月 60 時間を超える時間外労働が見込まれており、常時 10 人以上の労働者を使用している事業場では、就業規則を変更して、所轄労働基準監督長に届け出る必要があります。

【記載例】

第〇条 割増賃金は次の計算式により計算して支給する。

(1) 法定労働時間を超えて、かつ、月 60 時間以内の時間外労働に対する部分

基本給 + 役職手当 + 皆勤手当 + ○○手当 / 1 か月平均所定労働時間 $\times 1.25 \times$ 時間外労働時間数

(2) 法定労働時間を超えて、かつ、月 60 時間を超え労働させた時間外労働に対する部分

基本給 + 役付手当 + 皆勤手当 + ○○手当 / 1 か月平均所定労働時間 $\times 1.50 \times$ 時間外労働時間数

※引き上げられた部分の割増賃金の代わりに代替休暇を付与することもできます。こちらは来月号でご案内いたします。